

相次ぐ留置場保護室内 虐待死事件に寄せて ⑧

田鎖麻衣子

本紙五六四号の拙稿で取り上げた大川原化機事件国賠訴訟において、一二月二七日、東京地裁民事第34部（桃崎高裁判長）は國と東京都に約一億六千万円の支払いを命じる判決を下した。大川原化工機をめぐる刑事事件では、同社が製造する二つの型の噴霧乾燥器を無許可で輸出したこととして、社長以下三名に対する逮捕・勾留・起訴が二度にわたって繰り返された。判決は、①警視庁公安部による各逮捕、②公安部が第一・第二事件を通じて原告島田順司氏に対して行った偽計を用いた取調べ、及び欺罔による供述調書作成、③検察官による第2事件における勾留請

求及び第一・第二事件での起訴を、いずれも違法と判断した（以上原告弁護団が社会課題の解決を目指す「公共訴訟」の支援を呼びかけるサイト「CALL 4」に掲載した判決要旨による）。

このうち①の逮捕の違法性について、判決は次のように述べる。

まず、最高裁判例に依拠し、逮捕等が国賠法等違法となるのは、捜査機関が現に収集した証拠資料と、通常要求される捜査を行えば収集し得た証拠資料を総合勘案して、合理的な根拠が客観的に欠如していることが明らかであるにもかかわらず、あえて捜査を開始又は継続したと認め得るような事情がある場合、

であるとする。本件では、逮捕に先立つ任意捜査の過程で、公安部は、本件各噴霧乾燥器には温度が上がりにくい箇所があり、したがつて輸出規制対象に該当しない旨の具体的な説明を従業員から得ていた。よって、指摘箇所の温度測定は犯罪の成否を見極めるうえで当然に必要な捜査であり、しかも、指摘に基づいて再度の温度測定を行えば、当該箇所の温度が上がらないことは容易に明らかにできた。にもかかわらず、温度測定を行わないまま本件各噴霧乾燥器が規制対象にあたり無許可輸出の嫌疑があるとした公安部の判断には、合理的な根拠が客観的に入り如していることはない。

逮捕そのものの違法性、としたのである。逮捕は争われた本件国賠訴訟では、逮捕したうえで、もつともらしい嫌疑をつくり上げることができるのである。そのためには、外国でみられるよう二〇分程度のインセンティブに、一切ない。しかしながら、六四五号で述べたように、「ただ虚偽自白を強要する」という目的のために「逮捕が行われる」に本件は、代用監獄制度が存在するからこそ、逮捕がなされた事件が見える。つまり、客観的には嫌疑がないが、白を獲得するこ

時間にわたる集中的な
ビューア的な取調べでは
足りない。一定以上の
判決で認定されている
立会を排除し、かつ、
立会をはじめとする
ような偽計をはじめと
する様々な「技法」を
駆使した――取調べが
必要である。そのよう
な取調べは、被疑者の
身体を捜査機関の完全
なコントロール下に置
くことのできる代用監
獄システムにおいてこ
そ実現可能となる。
もつとも、被疑者が
拘置所に勾留される検
察独自捜査事件において
も取調べの問題は生
じるのであり、本質的
には取調べそのものに
対する法的規制が不可
欠である。ただし、警
察が第一次捜査機関と
して機能する圧倒的多

数の事案においては、勾留場所を拘置所とされれば、被疑者の居動作の時間帯¹⁾を調べて従属性させるべきである。自在にコントローリーすることはできない。犯罪白書によれば、年刑務所・拘置所における未決拘禁者は、疑者・被告人の二年未収容人員は、一三年未収容人員は、一三八人。二〇〇二年当時の約三四%に減少した。収容率は〇・二%にまで落ち込んでいる。にもかかわらず、被疑者の留場所を拘置所とする運用が増えることはなく、拘置所・拘置所の収容業務停止・略弁護士会側から、これが進む。これに対し、止・廃止によつて培

國の糾問的捜査を支えている。日本型刑事訴訟の「ガラバゴス的状況」を批判する人々は、その基盤にある代用監獄制度を含め、この島でであろう。